○白河市公共下水道水洗化改造等資金助成に関する規則

平成17年11月７日規則第125号

改正

平成19年８月23日規則第22号

平成29年３月22日規則第８号

令和４年３月31日規則第11号

白河市公共下水道水洗化改造等資金助成に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第２条第８号に規定する処理区域（以下「処理区域」という。）内において、既設の便所を水洗便所に改造又は浄化槽を廃止して排水管を公共下水道に接続（以下「便所の改造等」という。）しようとする者に対する助成措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（助成措置の選択）

第２条　便所の改造等をしようとする者は、次の各号のいずれかの助成措置を選択できるものとする。

(１)　公共下水道水洗化改造等資金の借入れに係る利子補給（以下「利子補給」という。）

(２)　公共下水道水洗化改造等資金の補助（以下「資金の補助」という。）

（助成措置の対象となる工事）

第３条　前条の助成措置の対象となる工事は、次に掲げる工事とする。

(１)　処理区域内においてくみ取り便所を水洗便所に改造するための工事

(２)　処理区域内において既設の浄化槽を廃止するための工事

(３)　前２号に定める改造と併せて行う排水設備工事

(４)　前３号に定める工事に伴い必要となる雨水管及び給水管工事

（利子補給の対象）

第４条　利子補給を受けることができる者（官公署及び会社その他の法人を除く。）は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(１)　処理区域内における建築物の所有者又は占有者（当該改造について、建築物の所有者の同意を得た場合に限る。以下同じ。）であること。

(２)　本市に住所を有する者で、納期が到来した市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税（以下「市税等」という。）並びに下水道受益者負担金及び下水道使用料を完納しているものであること。

(３)　償還能力を有すると認められる者であること。

(４)　連帯保証人１人を有する者であること。

(５)　下流域の整備が完了し下水道接続が可能と市長が認めた日から法第９条第１項に規定する供用開始の日（以下「供用開始日」という。）の前日までの期間（以下「接続可能期間」という。）及び供用開始日から起算して３年を経過するまでの期間に行う工事であること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

ア　便所の改造等に必要な資金の調達が困難である等経済的な理由により工事をすることができなかった場合

イ　建築物が近く除却され、又は移転される予定であるため工事を行わなかった場合

ウ　ア及びイに掲げる事由に準ずる事由があると市長が認める場合

（連帯保証人）

第５条　前条第４号に規定する連帯保証人は、次の各号に掲げる要件を全て備える者でなければならない。

(１)　市内に住所を有する者

(２)　一定の職業又は相当の資産を有し、かつ、独立の生計を営む者

(３)　納期が到来した市税等、下水道受益者負担金及び下水道使用料を完納している者

（利子補給の対象となる額）

第６条　利子補給の対象となる額は、改造工事１件につき70万円の範囲内で１万円単位により市長が認定した額とする。ただし、賃貸住宅の場合は、１戸につき70万円の範囲内で350万円を限度として１万円単位により市長が認定した額とする。

（利子補給の申請）

第７条　利子補給を受けようとする者は、白河市下水道条例（平成17年白河市条例第147号。以下「条例」という。）第５条の規定に基づく排水設備の計画の確認を受けるとともに、連帯保証人と連署の上、公共下水道水洗化改造等資金利子補給申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(１)　利子補給を受けようとする者及び連帯保証人に係る市税等の未納がない証明書

(２)　利子補給を受けようとする者及び連帯保証人の前年度分の所得の証明となる書類

(３)　その他市長が必要と認める書類

（利子補給の決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、利子補給の可否を審査し、公共下水道水洗化改造等資金利子補給（非補給）決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（融資機関）

第９条　公共下水道水洗化改造等資金の借入れは、市長が指定する金融機関（以下「融資機関」という。）でしなければならない。

（利子補給金）

第10条　借り入れた資金の利子補給は、市と融資機関との間で決定する貸付利率に相当する額とする。

２　前項の利子補給金は、融資機関に交付するものとする。

（償還の方法）

第11条　借り入れた資金の償還期限は、借入れをした日の属する月の翌月から50月以内とし、１月１万円以上の均等償還の方法によって償還しなければならない。ただし、約定償還日前において、繰上償還することができるものとする。

（遅延利子）

第12条　資金を借り入れた者は、前条に規定する期限に償還しないときは、融資機関の定める遅延利子を当該償還金と合わせて納付しなければならない。

（補助の対象者）

第13条　資金の補助を受けることができる者（官公署及び会社その他の法人を除く。）は、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

(１)　処理区域内における建築物の所有者又は占有者

(２)　納期が到来した市税等、下水道受益者負担金及び下水道使用料を完納している者

（補助金の額）

第14条　補助金の額は、便所の改造等の工事１件につき次の各号に定める額とする。ただし、賃貸住宅の場合は、次の各号に定める額に６戸を限度とする戸数を乗じた額とする。

(１)　接続可能期間内に工事を行った場合　２万５千円

(２)　供用開始日から起算して１年以内に工事を行った場合　２万５千円

(３)　供用開始日から１年を超え２年以内に工事を行った場合　１万５千円

(４)　供用開始日から２年を超え３年以内に工事を行った場合　１万円

２　前項に定める補助金は、予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付の申請）

第15条　補助金の交付を受けようとする者は、条例第５条の規定に基づく排水設備の計画の確認を受けるとともに、公共下水道水洗化改造等補助金交付申請書（第３号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(１)　市税等の未納がない証明書

(２)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第16条　市長は、前条の規定による申請があったときは、補助の可否を審査し、公共下水道水洗化改造等補助金交付（不交付）決定通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の時期）

第17条　補助金は、条例第７条の規定による市長の工事完了検査に合格した後に交付する。

（助成の決定の取消し等）

第18条　市長は、利子補給又は補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利子補給又は補助金の交付の決定を取り消し、融資機関からの借入金を繰上償還させ、又は既に交付した補助金を返還させることができる。

(１)　偽りその他不正の手段により第２条に規定する助成措置を受けたとき。

(２)　この規則の規定に違反したとき。

(３)　その他市長が不適当と認めたとき。

（その他）

第19条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成17年11月７日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の日の前日までに、合併前の白河市公共下水道水洗化改造等資金助成に関する規則（平成６年白河市規則第７号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成19年８月23日規則第22号）

（施行期日）

１　この規則は、平成19年10月１日から施行する。ただし、第14条の改定規定は、平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則（第14条の改正規定を除く。）の施行の日の前日までに、改正前の白河市公共下水道水洗化改造等資金助成に関する規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

３　改正後の第14条の規定は、平成20年４月１日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附　則（平成29年３月22日規則第８号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（令和４年３月31日規則第11号）

この規則は、令和年４年４月１日から施行する。

第１号様式（第７条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 　 | ※排水設備受付番号 | 第　　　　　　号 |
| ※申込番号 | 第　　　　　号 | ※供用開始年月日 | ・　　・ |

|  |
| --- |
| 公共下水道水洗化改造等資金利子補給申請書年　　月　　日　　白河市長 |
| 　 | 申請人 | 住所　　　　　　　　　　　　生年月日　　年　　月　　日　フリガナ　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　印　(電話　　　局　　　番)　 |
| 連帯保証人 | 住所　　　　　　　　　　　　生年月日　　年　　月　　日　フリガナ　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　印　(電話　　　局　　　番)　 |
| 　次のとおり申請します。 |
| 工事場所 | 白河市 |
| 家屋種別 | 1　一般家屋　　　　　2　賃貸住宅(　　　戸) |
| 改造家屋 | 所有者 | 住所 | 　 |
| 氏名 | 印　電話　　　局　　　　　番　 |
| 使用者 | 住所 | 　 |
| 氏名 | 印　電話　　　局　　　　　番　 |
| 工事見積額 | 円 | ※貸付予定額 | 円 |
| ※　償還方法 | 　　　　　　　　円を　　　　　　　回の均等払いとする。 |
| 施工業者 | 住所 | 　 |
| 氏名 | 印　電話　　　局　　　　　番　 |
| 希望する金融機関名 | 　 |
| 添付書類 | 1　市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税に係る未納がない証明書を申請人、連帯保証人各1通2　前年度分の所得の証明となる書類を申請人、連帯保証人各1通 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※ | 受益者負担金 | 下水道使用料 | 市県民税 | 固定資産税 | 軽自動車税 | 国民健康保険税 | 確認者印 |
| 申請人 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 連帯保証人 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ※完成届受付年月日 | 年　月　日 | ※検査年月日 | 年　月　日 | ※助成決定年月日 | 年　月　日 | 検印 | 　 |

注意　※欄は、記入しないでください。

第２号様式（第８条関係）

|  |
| --- |
| 公共下水道水洗化改造等資金利子補給(非補給)決定通知書年　　月　　日　　　　　　　　　　　様白河市長　　　　　　　　　　印　　　　年　　月　　日付けで申請のありましたこのことについて、次のとおり決定しましたので通知します。 |
| 決定番号 | 　第　　　　　　　　号 |
| 利子補給の対象となる額 | 円　 |
| 融資機関名 | 　 |
| 償還方法 | 　　　　　　　　円を　　　　　　　　回払い |
| 利子補給をしない理由 | 　 |

第３号様式（第15条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | ※排水設備受付番号 | 第　　　　　　号 |
| ※申込番号 | 第　　　　　　号 | 　 | ※供用開始年月日 | ・　　・ |

|  |
| --- |
| 公共下水道水洗化改造等補助金交付申請書年　　月　　日　　白河市長 |
| 申請人 | 住所　　　　　　　　　　　　フリガナ　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　印　(電話　　　局　　　番)　 |
| 　次のとおり申請します。 |
| 工事場所 | 白河市 |
| 家屋種別 | 1　一般家屋　　　　　2　賃貸住宅(　　　戸) |
| 改造家屋 | 所有者 | 住所 | 　 |
| 氏名 | 印　電話　　　局　　　　　番　 |
| 使用者 | 住所 | 　 |
| 氏名 | 印　電話　　　局　　　　　番　 |
| 工事額 | 円 | 申請額 | 円 |
| 施工業者 | 住所 | 　 |
| 氏名 | 印　電話　　　局　　　　　番　 |
| 振込金融機関名 | 名称 | 　 | フリガナ口座名義 | 　 |
| 　 | 口座番号 | 　 |
| 添付書類 | 　市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税に係る未納がない証明書を申請人1通（※振込先金融機関・支店・口座番号・口座名義人（フリガナ）がわかる通帳の写しを1通） |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ※ | 受益者負担金 | 下水道使用料 | 市県民税 | 固定資産税 | 軽自動車税 | 国民健康保険税 | 確認者印 |
| 申請人 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| ※完成届受付年月日 | 年　月　日 | ※検査年月日 | 年　月　日 | ※助成決定年月日 | 年　月　日 | 検印 | 　 |

注意　※欄は、記入しないでください。

第４号様式（第16条関係）

|  |
| --- |
| 公共下水道水洗化改造等補助金交付(不交付)決定通知書年　　月　　日　　　　　　　　　　　様白河市長　　　　　　　　　　印　　　　年　　月　　日付けで申請のありましたこのことについて、次のとおり決定しましたので通知します。 |
| 決定番号 | 　第　　　　　　　　号 |
| 工事額 | 円　 |
| 申請額 | 円　 |
| 補助金交付決定額 | 円　 |
| 振込金融機関名 | 　 | フリガナ口座名義 | 　 |
| 　 | 口座番号 | 　 |
| 補助金交付をしない理由 | 　 |

備考　補助金は、工事完了検査に合格した後に交付します。